

# 通報への初期対応について



## 和歌山県障害福祉課

この資料については、障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修及び厚生労働省の資料を基に作成しています。

## 市区町村における障害者虐待防止法に基づく対応 状況に関する調査(R4.10月和歌山県実施)

### 【質問項目1】

- ・対応方針、虐待有無の判断を行った協議に市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例に関して  
→一部市町村にて、一度も管理職が参加していない事例あり

### 【質問項目2】

- ・通報等があったから事実確認を行うまでの日数  
\* 手引きには「速やかに」と記載  
→市町村によって大幅な差異あり

#### 【参考：養護者】

0日：約64%(48%)	7～13日：約5%(9%)
1日：約12%(15%)	14～27日：0%(5%)
2日～6日：約18%(19%)	28日：1%(4%)

( )内全国平均

# 障害者虐待の防止と対応の手引きの 主な改訂のポイント(R4.4改正)

(自治体向け手引き)

○学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例を記載(P26)。

○自治体による「事実確認」及び「立入調査」について、「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」の一部改正について(令和3年12月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)]を踏まえ、基幹相談支援センターに事実確認調査を委託できること(立入調査は自治体が自ら設置する基幹相談支援センターの職員に限る。)及びその際に留意すべき事項について記載(P51、57、59)。

○やむを得ない事由による「措置後の対応」について、「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)」を踏まえ、虐待等の事由により保護された障害者が国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者である場合、当該障害者の申し出によって被保険者資格を喪失させることができる旨を記載(P74)。

# 障害者虐待の防止と対応の手引きの 主な改訂のポイント(R4.4改正)

(自治体向け手引き)

○成年後見制度の市町村長申立てについて、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け障障発 1126 第1号・障精発 1126 第1号・老認発 1126 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)」を踏まえて、親族調査の取扱いや市町村長申立の実施責任の考え方について記載(P86～)。

○令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について記載(P91)。

○令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修の実施についての改正内容を記載(P98)。

○令和3年度の報酬改定を踏まえ、身体拘束等の適正化の更なる推進のため運営基準等の改定内容や身体拘束廃止未実施減算に対象サービスに訪問系サービスを追加した旨を記載(P127～)。

# 養護者による障害者虐待への対応

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

通報

(1) **市町村虐待防止センター**（市町村等の障害者虐待対応窓口）受付（受付記録の作成）

（直ちに招集）

(2) 対応方針の協議（通報等の内容を詳細に検討）

(3) 事実確認・訪問調査（安否確認） ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) 立入調査（安否確認） ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

(5) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求  
※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援  
・相談、指導、助言  
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援  
・相談、指導、助言

(6) 障害者の保護  
・短期入所  
・入院・施設入所  
※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング → (11) 虐待対応の終結

緊急性の判断

市町村

## (1) 受付

### ○相談、通報及び届出の受付

- 相談、通報及び届出の受付体制の整備
  - ・ 情報の集約・管理の仕組みの整備
  - ・ 時間外への対応整備
- 受付記録の作成
- 警察からの通報
- 個人情報の保護

【参考】 受付票の例

障がい者虐待（通報等）受付チェックシート												様式1	
受付日	令和	年	月	日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 来所	<input type="checkbox"/> その他 [ ]	
受付機関	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）障がい福祉課				<input type="checkbox"/> ●●市（町村）虐待防止センター				対応者：				
通報等に係る虐待の種別	<input type="checkbox"/> 養護者虐待			<input type="checkbox"/> 施設従事者等による虐待				<input type="checkbox"/> 使用者による虐待					
疑われる虐待行為	<input type="checkbox"/> 身体的		<input type="checkbox"/> 性的		<input type="checkbox"/> 心理的		<input type="checkbox"/> 介護の放棄・放置		<input type="checkbox"/> 経済的		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
相談・通報・届出者について	氏名							<input type="checkbox"/> 匿名	所属機関名				
	住所								電話番号				
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 家族・親族 ( )		<input type="checkbox"/> 近隣住民・知人		<input type="checkbox"/> 警察		<input type="checkbox"/> 当該市町村行政職員			
		<input type="checkbox"/> 相談支援専門員・施設従事者等 ( )		<input type="checkbox"/> その他 ( )									
通報者へ連絡	<input type="checkbox"/> 承諾		<input type="checkbox"/> 拒否										
通報内容（具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等）													
・いつから	→	<input type="checkbox"/> 数日前	<input type="checkbox"/> ( ) 週間前		<input type="checkbox"/> ( ) ヶ月前		<input type="checkbox"/> その他 ( )						
・頻度は	→	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 数日おき		<input type="checkbox"/> 週末		<input type="checkbox"/> 週 ( ) 回		<input type="checkbox"/> 月 ( ) 回		<input type="checkbox"/> 不明		
・具体的内容	→												
通報者の情報源	通報者は	<input type="checkbox"/> 実際に目撃した			<input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声等を聞いて推測した								
		<input type="checkbox"/> 本人から聞いた			<input type="checkbox"/> ( ) から聞いた								





### ○初動対応の決定

- 事実確認の方法・日時
- 事実確認の結果を受けてコアメンバー会議の開催日時
- 関係機関への連絡・情報提供依頼に関する今後の方針
- 職員の役割分担
- 時間外への対応の体制整備 など

### ○初動対応のための緊急性の判断

- 緊急性の判断にあたっては、以下の点を検討
- ・ 過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
  - ・ 虐待の状況や障害者の生命や身体の危険性

## 緊急性の判断

### 障害者の安全確保が最優先

#### 【緊急性が高いと判断できる状況(例)】

- ①生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
- ②本人や家族の人格や精神状況にゆがみを生じさせている、もしくはその恐れがある
- ③虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
- ④障害者本人が明確に保護を求めている
- ⑤擁護者本人が明確に保護を求めている
- ⑥虐待者が援助者を拒否(または対立し、分離をしなければ保護が図れない)

等

## 緊急性の判断後の対応

### 【緊急性があると判断】

- ・虐待を受けたとされる障害者の安全を目視により確認(原則)
- ・措置を含めた保護方法を速やかに検討

#### 積極的な介入の必要が高い場合(手引き P72)

- ・障害者の保護
- ・やむを得ない事由による措置(面会の制限、必要な居室の確保等)

### 【緊急性が無いと判断】

- ・調査方針と担当者を決定  
(調査項目と情報収集する対象機関を明らかに)
- ・安全が確認できるまで、さらに調査を進める

### 【把握・確認すべき事項】

#### ① 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

#### ② 障害者の状況

安全の確認／身体状況／精神状態／生活環境

#### ③ 障害者と家族の状況

#### ④ 障害福祉サービス等の利用状況

**\* 原則は訪問調査の実施が必要**

### (3) 事実確認

#### 【関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・家族全体の住民票(同居家族構成の把握)
- ・戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- ・生活保護受給の有無(受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る)
- ・障害福祉サービス事業所や相談支援専門員等からの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生委員からの情報

## (3) 事実確認

### 【コアメンバー会議】

#### 1. 虐待の判断

- ・虐待の事実はない ⇒ 虐待対応以外の支援方針の検討へ
- ・判断できない ⇒ 情報収集の手段の検討へ
- ・虐待の事実が確認された ⇒ 緊急性の判断へ
  - \* チェックシートの使用

#### 2. 緊急性の判断

- ・「分離保護」及び「立入調査」を行うべきか否か
  - \* 手引きP57 立入調査が必要と判断される状況の例

#### 3. 支援方針の決定

【参考例】(さいたま市) 障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名	担当者・機関	評定年月日	年	月	日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)						
I-1 現在の虐待の状況					状況	特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体の内臓に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		機密に有害な食物や薬物を与えられている				
		本人の自殺企図 一家心中(未遂を含む) 浴室・ベッドや部屋に拘束・監禁されている 指定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている				
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある				
		虐待や強姦が悪化している				
		口内出血・嘔吐 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない 生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由する場合を含む) ライフラインがすべて止まっている				
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている				
		性風俗業で働くことを強要されている				
		性感帯等に罹患している				
	経済的虐待	本人主義の預貯金・資産が家族・他者に不当に使用・処分されている				
高齢者法の業者に多額の金銭を巻き上げられている						
最低資金以下で働かされている						
重 度	身体的虐待	身体の内臓に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		外出・通院が著しく制限されている				
		著しい体重の増減がある 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らか問題がある 家族と同居しているが、実質的な世帯・介護者はいない 必要な福祉サービスを受けることができない 必要な医療を受けることができない 医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である				
	心理的虐待	家族の自殺企図 家族や身近な人から本人の意向にそわない宗教・オカルトを強要される				
		性的ないやがらせ、はずかしめを受けている				
		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く				
	経済的虐待	本人主義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている				
		遺棄相続等で感情的な扱いを受けている				
		高齢者法の業者に接近されている				
	中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療に必要な外傷・火傷がある			
繰り返し傷・あざがある						
外出・通院が自由にできない、行事への参加を制限されている						
ネグレクト		健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不備がある				
		必要な医療を受けることを制限されることがある				
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある				
心理的虐待		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしてこないか、無関心である				
		無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・感情的な扱いによって情緒的問題が出ている				
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める				
性的虐待		虐待者から強い拒否感の訴えがある				
	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている					
	他者から容疑や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)					

軽 度	経済的虐待	「小遣いあまりもらえない」と訴える 周囲の人からお金を取られている					
	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 虐待者から暴力を振るってしまうとの訴えがある					
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不備がある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を確認することができない					
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・感情的な扱いを受けている 家族の間に行かん争いごとがしばしば起きる 虐待者から拒否感の訴えがある					
I-2 過去の不適切な状況					状況	特記事項	
重 度	虐待による入院歴、分離保護歴がある。(子どもも包含する) DVによる入院歴、分離保護歴がある 子ども期からずっと必要な支援を受けていない 虐待被害を受けた経験がある 性風俗業で働いた経験がある						
	中 度	虐待による通院歴がある ※定常な精神的な関係の維持が困難がある 本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある					
		軽 度	虐待の通院歴がある 本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある				
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス					状況	特記事項	
本 人 と 虐 待 者 は 同 居	虐待者は一人(身近に虐待を防止できる人がいる)	いない					
		いる					
	虐待者は複数(身近に虐待を防止できる人がいる)	いない					
本 人 と 虐 待 者 は 日 中 の ほと んど を 共 有	虐待者は一人(身近に虐待を防止できる人がいる)	いない					
	虐待者は複数(身近に虐待を防止できる人がいる)	いる					
虐 待 者 と は た ま ま に 交 う 関 係	虐待者は一人(身近に虐待を防止できる人がいる)	いない					
	虐待者は複数(身近に虐待を防止できる人がいる)	いる					
各項目に当てはまらない特記事項							
評 定							
I-1 現在の虐待の状況		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況			重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス		虐待は防止できない		工夫次第で防止可能	虐待は防止できている		不明
I. 虐待の程度		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

手引きから一部抜粋  
(全6ページ)

### 【障害者虐待防止法第十一条】

市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

### 立入調査が必要になる場合

- 障害者の状況が長期にわたって確認できない場合
- 居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断される場合
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる者の安全が懸念される場合
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断される場合



## 立入調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立入調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「**隠さない**」「**嘘をつかない**」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

### 【役割】

市町村が実施したコアメンバー会議において策定した対応計画に基づく具体的な支援方法、役割分担、進捗状況を確認するための初動期の評価時期を設定等

### ケース会議のメンバー構成(例)

コアメンバー	市町村担当部局の職員及び <u>管理職</u> (事務を委託した場合は委託先の職員を含む) ※緊急性の判断が求められることがあるため、市町村担当部局の <u>管理職</u> は必須
事案対応メンバー	事案に応じて必要な支援が提供できる各機関の実務担当者を招集 (行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働機関等)
専門家チーム	事案に応じて、警察、弁護士、医療機関等

## (6～7)障害者の保護・支援

手引き P76～

- 適切な障害福祉サービスの導入
- 住民基本台帳の閲覧等の不正利用の防止
- 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認
- 年金個人情報の秘密保持の手続

## (8)養護者への支援

手引き P82～

### 養護者自身も支援が必要な状態にある

→信頼関係の確立

介護負担、介護ストレスの軽減・労い

\* 養護者支援の実際(手引き P152参考資料)

## (9) 成年後見制度等の活用

手引き P86～

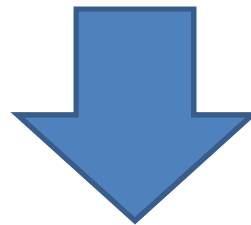
○適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求  
(市町村長申立て)を行う必要あり。

\* H24より市町村における地域生活支援事業において成年後見制度利用支援事業が必須化

## (10) モニタリング・評価

手引き P93～

○モニタリング      ○関係機関との連携による対応  
○再アセスメント・対応方針の修正      ○評価



## (11) 終結

# 障害者施設従事者等による障害者虐待への対応

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1)市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成  
(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(2)事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告  
障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合  
虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使  
・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

(3)従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口  
関係機関等へ

市  
町  
村

都  
道  
府  
県

都道府県障害者権利擁護センター (4)安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

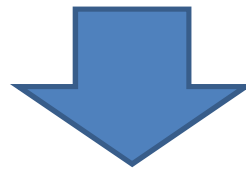
(5)虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行  
〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消  
〔障害者自立支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

(9)従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

## 通報等の受付

手引き P105～

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性あり。



いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が実施

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになるため、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要あり。

### 【報告すべき事案】

通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案

\* 事業所が協力しない場合、共同で調査を行うべきと判断される場合は例外

#### 障害者虐待防止法 第十七条

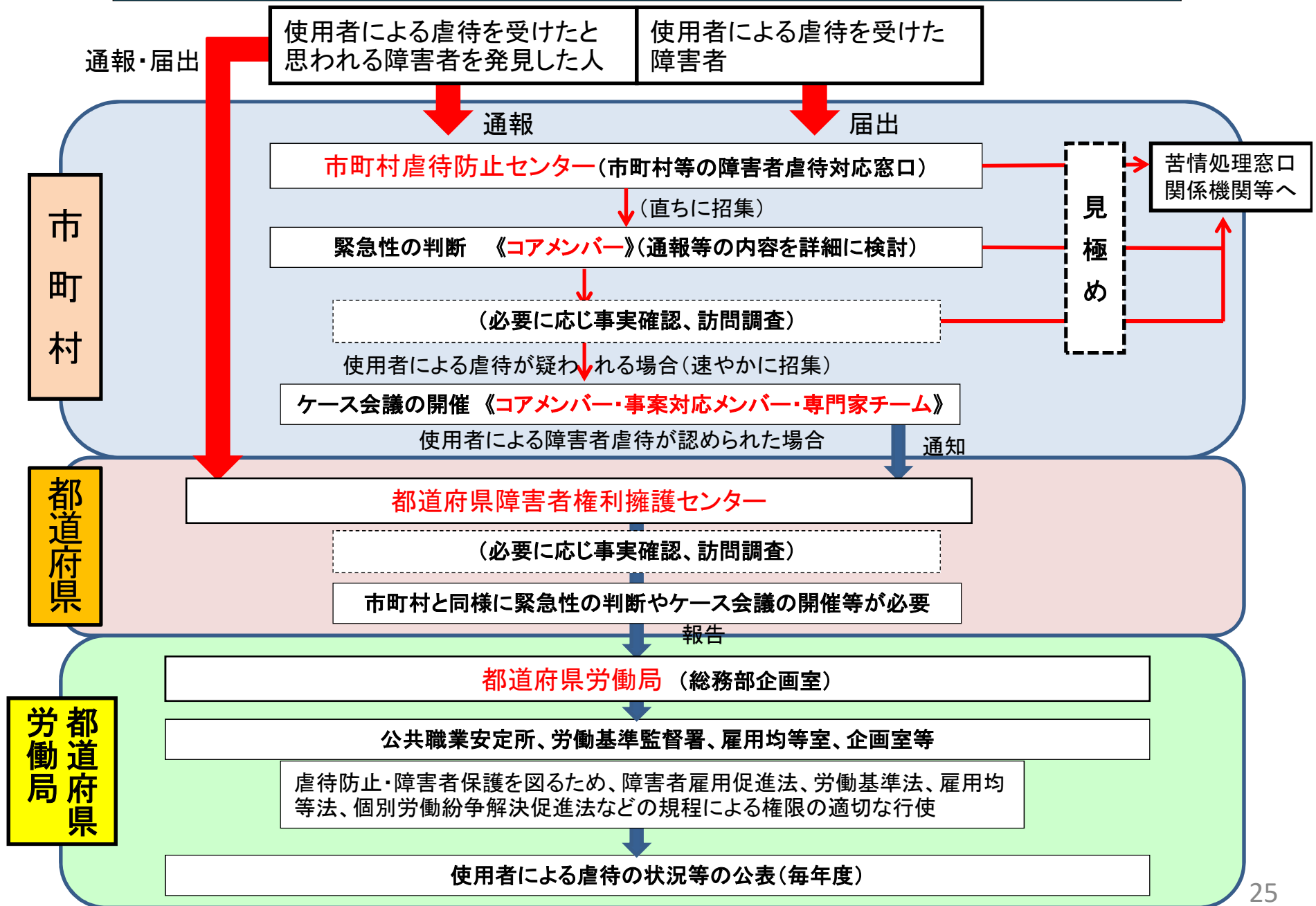
市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

## 都道府県への報告事案(例)

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容



# 使用者による障害者虐待への対応



# ＜養護者による障害者虐待＞ 市町村・都道府県の役割と責務(整理)

再掲

## 市町村障害者虐待防止センター

- ① 通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止  
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言

## 都道府県障害者権利擁護センター

- ① 障害者及び養護者支援に関する相談  
相談機関の紹介
- ② 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

## 市町村

- ・ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・ 通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・ 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・ 養護者に対する相談、指導及び助言  
その他必要な措置
- ・ 虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・ 保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・ 成年後見制度開始の審判請求

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞  
市町村・都道府県の役割と責務（整理）

市町村障害者虐待防止センター

- ・ 通報・届出の受理

都道府県障害者権利擁護センター

市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助

市町村

- ・ 通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・ 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・ 社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

都道府県

- ・ 社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

## <使用者による虐待> 市町村・都道府県の役割と責務

再掲

### 市町村(障害者虐待防止センター)

- ① 通報届出の受理
- ② 都道府県への通知

※ ②は、①で事実確認等を行い、事実であると疑われる場合に行う。

### 都道府県(障害者権利擁護センター)

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

## <参考> 県の支援事業

### 1. 専門職相談窓口

県社会福祉士会への委託事業により専門職相談窓口を開設し、市町村の個別虐待事案対応で法律的な専門性を必要とするケースについて、アドバイス等を行う。

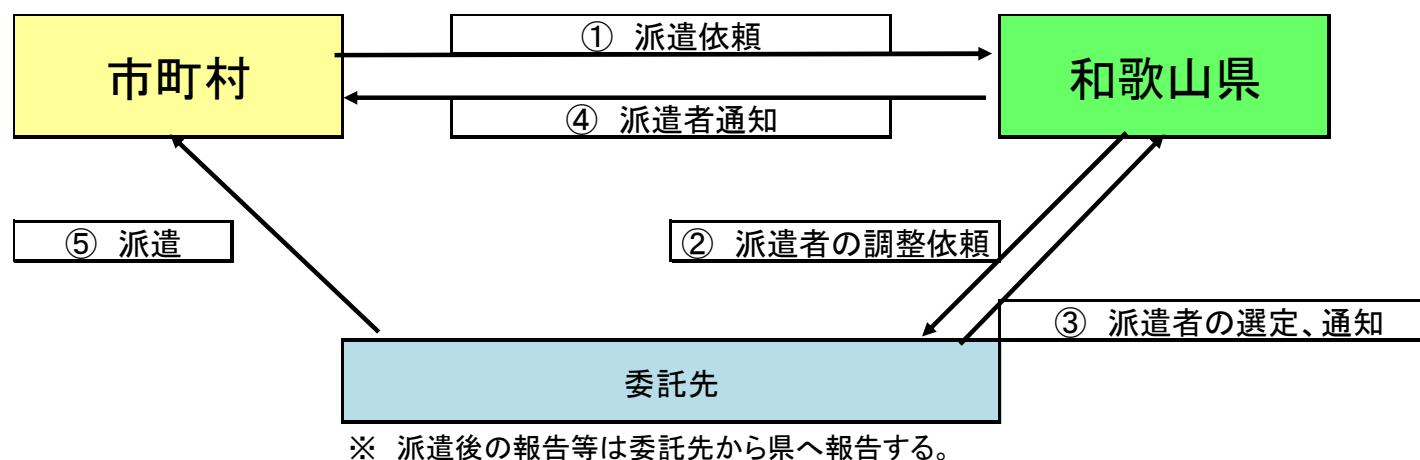
### 2. 専門職派遣事業

障害者虐待に関して市町村が対応する事案のうち市町村のみでは解決が困難であると認められる事案について、予算の範囲内において県から市町村へ法律等の専門的知識を有する者を派遣して助言を行うことにより、初動から虐待終結までの一貫した支援を行う。

## 和歌山県障害者虐待防止専門職派遣事業

障害者虐待に関して、職員だけでは解決が困難で  
法律等の専門知識を持つ人から助言が欲しい……

こんな時、活用してください



- 弁護士か社会福祉士、もしくは両方に「1事案2回まで」派遣依頼ができます。
- 1回あたり2時間以上相談支援を行います。

# 通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。